

岩沼市犯罪被害者等支援条例に係る支援金の概要について

犯罪被害に遭われた方やその遺族に対し、条例第 7 条の規定に基づく支援金を給付するもの。

対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

例) 殺人、傷害等

対象要件

- 犯罪行為により死亡又は傷病（療養の期間が 1 か月以上を要する負傷又は疾病）を負ったものであること。
- 被害時に住民であったこと（遺族支援金の場合は遺族、傷害支援金の場合は本人）。
※やむを得ない理由により住民登録をせずに市内に居住している方を含む。
- 犯罪被害者の遺族にあつては、配偶者（事実婚を含む。）又は被害者の 2 親等以内の親族であること。

支援金の内容

支援金の種類	金額	対象
遺族支援金	30 万円	犯罪行為により死亡した方の遺族
傷病支援金	10 万円	犯罪行為により傷病の被害を受けた方
死体検案費用支援金 ※死体検案書料を除く。	上限 10 万円	遺族支援金の給付を受ける方

申請期限

犯罪被害の発生を知った日から 2 年以内又は犯罪被害が発生した日から 7 年以内